三重労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和7年10月29日発表
 【照会先】三重労働局雇用環境・均等室
 室 長 矢 島 信 子
 室 長 補 佐 杉 山 紀 子
 労働紛争調整官 中 村 史 樹

電話 059-226-2110

令和6年度 総合労働相談・個別労働紛争解決制度等運用状況について

~「いじめ・嫌がらせ」「ハラスメント」に関する相談が最多~

三重労働局(局長:石田 聡)は、令和6年度に三重県内7か所に設置している総合労働相談コーナーで受け付けた総合労働相談の状況及び個別労働紛争解決制度の運用状況等をとりまとめたので公表します。

引き続き、労働相談への適切な対応に努めるとともに、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでまいります。

		内	容	件数
総合党	総合労働相談(※1)			15,280 件
		民事上の個別労	働関係紛争(※2)関係	3,297 件
		(うち、いじめ	・嫌がらせ)	(989 件)
	主たる	労働施策総合推	進法(※3)関係	798 件
	相談内容	男女雇用機会均	等法関係	247 件
		育児・介護休業	法関係	894 件
		パートタイム・	有期雇用労働法関係	86 件
		労働基準法等の	違反の疑いがあるもの	1,838 件
個別第	個別労働紛争解決制度に基づく助言・指導(※4)申出件数			203 件
あっせん(※5)申請件数			54 件	
均等 4 法(※6)に基づく紛争解決援助(※7)申立件数		18 件		
調停(※8)申請件数			10 件	

【ポイント】

- ○総合労働相談全体の件数は、15,280件(前年度比 2.6%減)
- ○民事上の個別労働関係紛争関係では、「いじめ・嫌がらせ」の件数が 15 年連続で最多: <u>989 件</u> (前年度比 20.0%増)
- ○労働施策総合推進法関係に基づくパワーハラスメントに関する相談: 798 件と高水準
- ○男女雇用機会均等法関係では、**セクシュアルハラスメントに関するものが最多**: 102 件(当該相談 件数全体の 41.3%)、次いで妊娠・出産不利益に関するもの: **72 件(同 29.1%)** となっている
- ○個別労働紛争解決制度に基づく<mark>助言・指導の申出件数:203件(前年度比 62.0%増)、あっせんの</mark> 申請件数:54件(同 31.0%増)は前年度から大幅な増加となった

※1 「総合労働相談」

三重労働局および県内労働基準監督署の計7か所に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応している。

※2 「民事上の個別労働関係紛争 |

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に関するものを除く)。

※3 「労働施策総合推進法 |

令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメント(職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの)に関し、事業主は、その防止に向けた方針の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。

※4 「個別労働紛争解決制度に基づく助言・指導」

民事上の個別労働関係紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことで、 紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭または文書で行 うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示す もの。

※5 「あっせん」

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員(弁護士や社会保険労務士などの専門家) が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度

※6 「均等 4 法 |

「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム・有期雇用労働法」 の4法をいう。

※7 「紛争解決援助」

均等 4 法に基づく労働紛争について、都道府県労働局長が、労働者と事業主との間の紛争を公正・中立的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示することにより紛争の解決を図る制度

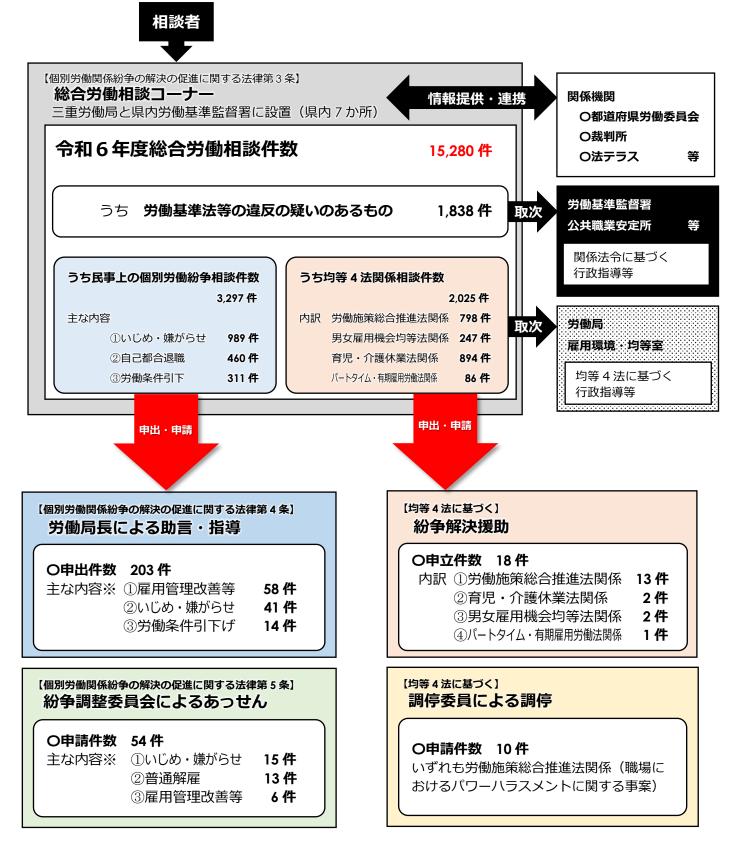
※8 「調停」

均等 4 法に基づく労働紛争について、紛争当事者である労働者と事業主との間に立ち、調停委員が公平な 第三者として、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決に向けた調停案を作成、当事者双方に調停案の受諾 を勧告することにより紛争を解決する制度

補足(※4、※5、※7、※8 について)

個別労働紛争解決制度に基づく助言・指導及びあっせんが、不当解雇やいじめ・嫌がらせに係る問題など、 広く労使間の個別労働紛争を扱うのに対し、紛争解決援助及び調停は、事業主に義務付けられている各種ハ ラスメント措置義務違反や妊娠・育児休業等を理由とした不利益取扱いなど均等 4 法に関する紛争を扱う

個別労働紛争解決制度等の枠組み



※ 1回で複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

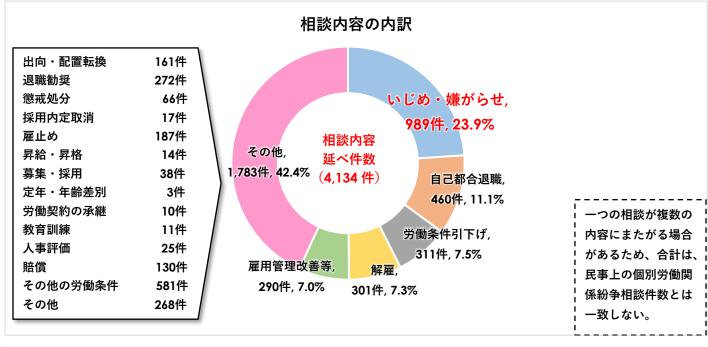
総合労働相談の状況

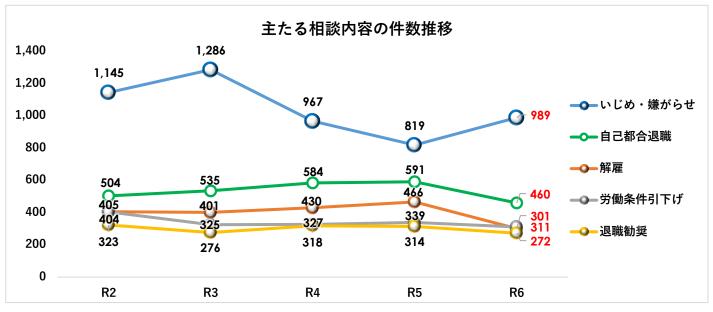
1 民事上の個別労働関係紛争関係

(1) 相談件数の推移



(2) 民事上の個別労働関係紛争相談における相談内容





2 労働施策総合推進法関係

(1) 相談件数の推移

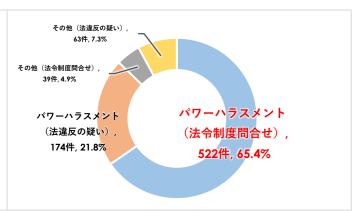
1,200 1,092 1,000 800 600 400 323 200 0

R4

R5

R6

(2) 相談内容の内訳

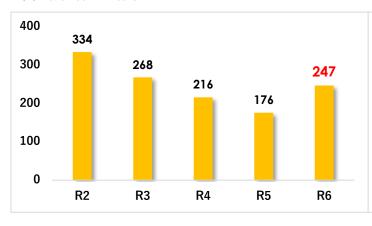


3 男女雇用機会均等法関係

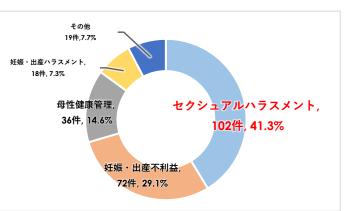
R3

(1) 相談件数の推移

R2

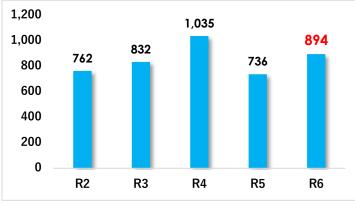


(2) 相談内容の内訳

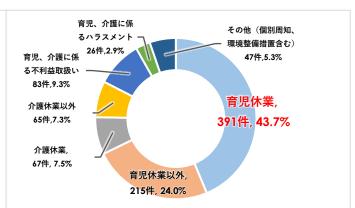


4 育児・介護休業法関係

(1) 相談件数の推移

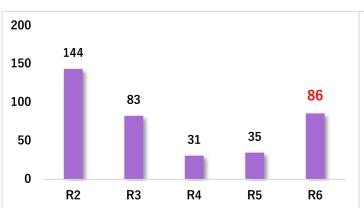


(2) 相談内容の内訳

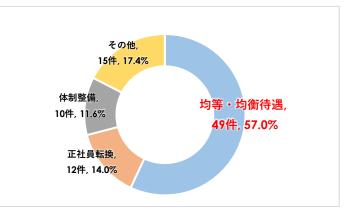


5 パートタイム・有期雇用労働法関係

(1) 相談件数の推移



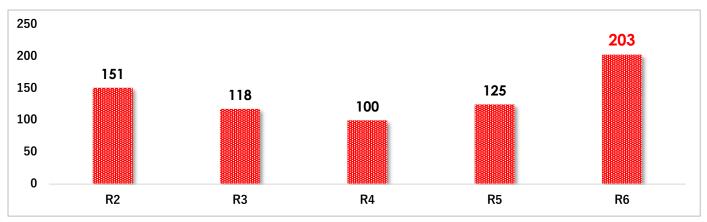
(2) 相談内容の内訳



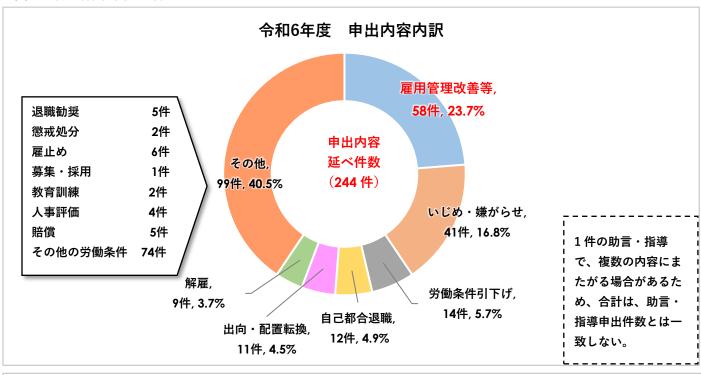
個別労働紛争解決制度の運用状況

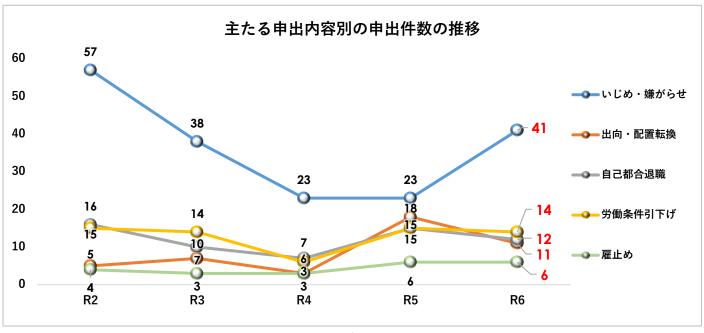
1 労働局長による助言・指導

(1) 助言・指導申出件数



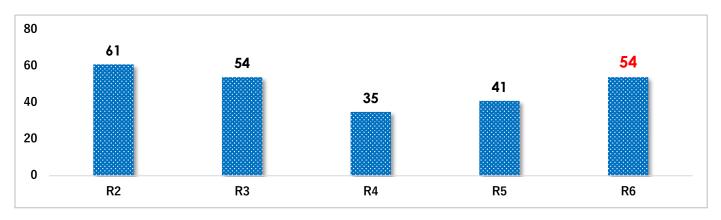
(2) 助言・指導申出内容



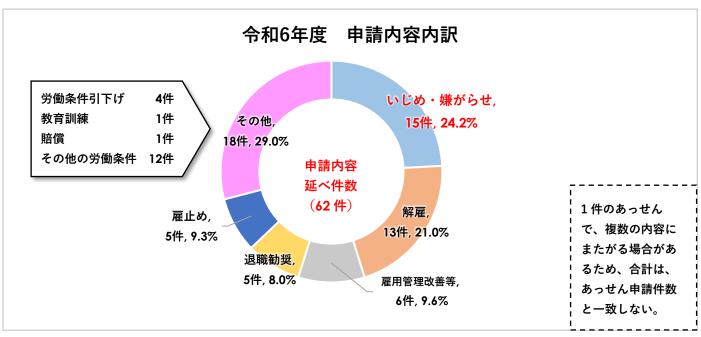


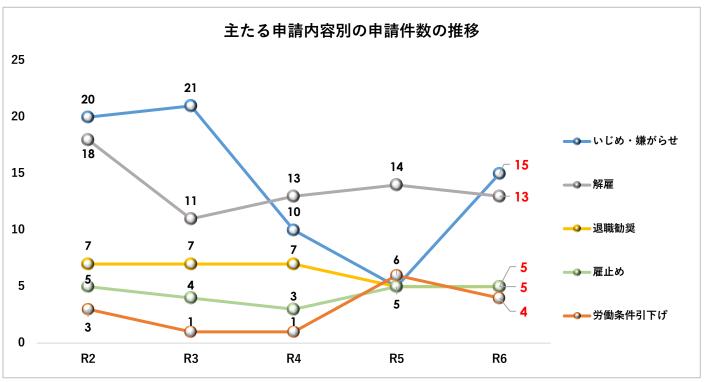
2 紛争調整委員会によるあっせん

(1) あっせん申請件数



(2) 申請内容





3 助言・指導とあっせんの事例

≪助言・指導の事例≫

事 例 1	いじめ・嫌がらせ、雇用管理改善等に関する助言・指導
事案の概要	申立人は、会社の駐車場において、同僚から、自家用車に落書きされる等の嫌がらせを受け、会社に対し、当該同僚の配置転換を求めたが、始末書を書かせるのみの軽い処分のみで要
	望は聞き入れられず、適切な対応を求めて助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容・結果	○ 会社に対し、申出人の要望を伝え、始末書という処分の判断根拠について確認したところ、就業規則に則った対応であり、配置転換等のそれ以上の処分は困難とのことであった。このため、接触を少なくする等の雇用管理上の配慮を検討してみてはどうかと助言した。○ 助言の結果、就業中に当該同僚と顔をあわせないようにする配慮が実施され、雇用環境が改善した。

事 例 2	自己都合退職に関する助言・指導
事案の概要	申立人は、1週間前に退職届を提出したが、書き方がルールに沿っていない等として、受理
争余の帆安	してもらえず、早期の退職を求めて助言・指導を申し出たもの。
	○ 会社に対し、申出人の意向を伝えたところ、直近での契約更新を理由に、1ヶ月後の退職
助言・指導の	日の提案があったため、労使双方での話し合いを促した。
内容・結果	○ 助言の結果、話し合いの場がもたれ、会社からは手続き上の配慮に欠けた点についての謝
	辞とともに、申出人の意向に沿う形での退職日が決まった。

≪あっせんの事例≫

事 例 1	解雇に関するあっせん	
	上司や同僚からの執拗な叱責や、作業方法に対する意見の衝突によってシフトが削られる等	
事案の概要	の仕打ちを受け、就労環境が悪化した上、これらのことが原因で解雇されたことについて、経	
	済的・精神的損害に対する補償金 150 万円の支払いを求めるもの。	
	○ あっせん委員が会社から事情を聴いたところ、解雇の事実そのものを否定、叱責やシフト	
あっせんの	削減についても業務上の必要性があったと主張した。	
ポイント・	○ あっせん委員が解雇時のやり取り等について双方から詳細に聞き取った上、解雇と誤解さ	
結果	れるやり取りがあったのではないかと指摘したところ、会社はその点について一定の非を認	
	め、申請人も歩み寄りの姿勢を見せた結果、解決金 20 万円を支払うことで合意が成立した	

事 例 2	いじめ・嫌がらせに関するあっせん	
	仕事の失敗をきっかけに、同僚から、ヘルメットを叩かれる、服を掴まれ破られる、工具等	
事安の郷西	で足を叩かれるといったいじめを受け所長に相談したが、頻度は減ったもののいじめはなくな	
事案の概要	らず、結果的に退職に追い込まれた事実について、経済的・精神的損害に対する補償金として	
	50万円の支払いを求めるもの。	
	○ あっせん委員が会社から事情を聴いたところ、申請人の申出を受け当事者らに聴取調査を	
あっせんの	行った結果、一部事実関係に争いがあるものの、いじめの事実が確認され、加害者らに厳重	
ポイント・	注意を行ったとして当初支払には応じない姿勢を示した。	
結果	○ あっせん委員が、使用者の安全配慮義務について説明し、会社に歩み寄りを提案したとこ	
	ろ、いじめの事実を認めていることもあり、解決金 30 万円を支払うことで合意が成立した	

紛争解決援助制度・調停事例

≪紛争解決援助の事例≫

事 例 1	妊娠を理由とする雇止め(男女雇用機会均等法)
相談概要	申立者は派遣労働者として派遣元と有期契約を締結し雇用されてきたが、妊娠を伝えたとこ
	ろ、減産による派遣契約終了に併せ申立者との雇用契約を終了するとされた。他の派遣労働者
	は継続勤務していることから、妊娠を理由に雇用契約を終了されたものとして、雇用契約を継
	続するよう援助の申し立てを行ったもの。
	○ 会社に事情を確認したところ、申立者について現在の有期契約の途中から無期契約へ変更
	することとなっていたがその説明を行っていないこと、減産により派遣契約が終了し申立者
	には新たな派遣先が必要であり紹介をするが申立者の希望に沿うものがない状況であるとの
局の対応	主張。
	会社に対し、雇用契約の状況や紹介可能な派遣先について説明を行うよう助言。併せて均
	等法上の不利益取扱いの禁止や母性健康管理措置、産休、育休制度について説明。
	○ 助言の結果、会社は申立者に雇用契約について説明し、今後の派遣先は引き続き申立者と
	話し合うこととし、申立者は会社の対応に納得し、援助を終了した。

事 例 2	短時間・有期雇用労働者への待遇内容、理由の説明(パートタイム・有期雇用労働法)	
相談概要	申立者は短時間・有期雇用労働者であり、基本給が正社員と比較し低額であること等について事業主に説明を求めたが、正社員と比較し不合理ではないという説明は得られず、事業主へ正社員との待遇差について説明を求める援助の申し立てを行ったもの。	
局の対応	 ○ 会社に事情を確認したところ、会社は申立者が時間給の引き上げを要望していると受け止めており、短時間・有期雇用労働者の時間給の決定方法(業務経験や資格の有無など)を説明したと主張。 ○ 会社に対し、同法の不合理な待遇差の禁止、事業主の説明義務について説明し、申立者について通常の労働者との比較を行い、通常の労働者との間の待遇の相違の内容及び理由について説明を行うよう助言。 ○ 助言の結果、会社は申立者について通常の労働者と比較したうえで、職務内容や配置等の変更の範囲の違い及び通常の労働者との待遇差について説明を行った。申立者は会社が説明を行ったことについて理解を示し、援助を終了した。 	

≪調停の事例≫

事例	パワーハラスメント(労働施策総合推進法)
事案の概要	申請人は、上司の課長から書類を床に投げつけられたり、荒っぽい言葉で業務指示を受けており、メンタル不調となった。上司の部長に相談したが何ら対応されず、体調は悪化し退職せざるを得なくなったとして、会社に対し、慰謝料の支払いを求め、調停申請を行ったもの。
	○ 調停委員が会社から事情を聴いたところ、会社は、申請人から相談があった際に課長に事 実確認を行い、部長から課長に対し複数回注意しているが、申請人にとっては状況が変わら
調停のポイ	ず職場環境改善に至らなかったとの主張を踏まえ、紛争の早期円満解決のため、金銭的解決
ント・結果	に応じたいとの意向を示した。
	○ これを受けて、調停委員が双方の歩み寄り可能な解決策を調整した結果、会社が申請人に
	対して、解決金 60 万円を支払うことで合意し解決した。

三重県内総合労働相談コーナー一覧

総合労働 相談コーナー	所在地	電話番号
三重労働局	津市島崎町 327-2 (三重労働局雇用環境・均等室内)	059-226-2110
四日市	四日市新正 2-5-23 (四日市労働基準監督署内)	059-351-1662
松 阪	松阪市高町 493-6 (松阪労働基準監督署内)	0598-51-0015
津	津市島崎町 327-2 (津労働基準監督署内)	059-291-6788
伊勢	伊勢市船江 1-12-16 (伊勢労働基準監督署内)	0596-28-2164
伊賀	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 (伊賀労働基準監督署内)	0595-21-0802
熊野	熊野市井戸町 672-3 (熊野労働基準監督署内)	0597-85-2277